

福岡県公報

令和 4 年 12 月 6 日
第 355 号

目 次

告 示 (第1025号 - 第1027号)

- 都市計画の変更 (都市計画課) 1
- 都市計画の変更 (都市計画課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 2
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 3
- 令和 4 年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表 (工業保安課) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 3
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 3
- 競争入札参加者の資格等 (企 画 課) 4
- 一般競争入札の実施 (企 画 課) 4
- 再 掲**
- 家畜伝染病予防法第 9 条に基づく消毒の実施 (畜 産 課) 5

告 示

福岡県告示第1025号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路を変更（遠賀広域都市計画道路 3・4・48-9号古屋伊左座線、3・5・48-10号大下・上前田線の変更）

福岡県告示第1026号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路を変更（遠賀広域都市計画道路 3・5・50-6号広渡・老良線の変更）

福岡県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
[作成] 〒 810-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号
福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

朝 倉 国 道 500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1507番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字小石原1509番 1 先 まで	7.5 ～ 60.0	201.0
	前	朝倉郡東峰村大字小石原1507番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字小石原1509番 1 先 まで	8.6 ～ 60.0	180.0
	後	朝倉郡東峰村大字小石原1507番 1 先 から 朝倉郡東峰村大字小石原1509番 1 先 まで	8.6 ～ 60.0	180.0

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字夏吉197番 1 の一部、197番10の一部、197番13、197番14、197番61、201番 1 及び201番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川市中央町 1 番 1 号
田川市長
二場 公人

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 コメリパワー川崎店
(2) 所在地 田川郡川崎町田原宮迫1248-1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
主要地方道添田赤池線田原交差点において交差点改良が計画されている。事業が遅滞なく進むよう関係機関と連携すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 (仮称) フェスティバルガーデン上津
(2) 所在地 久留米市本山一丁目542番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道（令和 4 年 10 月 11 日 下水道事業管理告示第 4 号）

公告

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 39 号）第 17 条第 10 項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
ローム・アポロ株式会社	八女郡広川町大字日吉 1164 番地の 2	令和 4 年 11 月 25 日	令和 7 年 11 月 24 日まで

公告

令和 4 年度砂利採取業務主任者試験（令和 4 年 11 月 11 日実施）の合格者を次のように発表する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

1、2、5、6、8、10

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（高田地区）	令和 2 年 4 月 22 日

農道整備事業（高田地区）	令和元年 7 月 19 日
農業用ため池整備事業（高田地区）	平成 31 年 3 月 22 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 契約の相手方を決定した日
令和 4 年 11 月 8 日
- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
T I S 株式会社 九州支社
(2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目 5 番 1 号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
35,200,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第 13 条 1 (b)(iii) 及び (c)(i) に該当

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告する。

令和4年12月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事

2 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

(4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

(6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に記載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込期限の令和4年12月23日まで随時受け付ける。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 令和4年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までを審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告する。

令和 4 年 12 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土木一式工事

1 工事名

国道 322 号 嘉麻バイパス 大隈トンネル工事

2 施工場所

嘉麻市牛隈～大隈町

3 予定工期

令和 5 年度から令和 7 年度まで

4 工事概要

トンネル工 (NATM) N = 1 式

工事長 L = 633m

トンネル延長 L = 613m

幅員 W = 10.25m

標準内空断面 A = 60.9m²

5 入札を行う時期

令和 5 年度 第 1・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県県土整備部企画課技術調査室

電話 092-643-3521

再 掲

福岡県公告式条例 (昭和 25 年福岡県条例第 46 号) 第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第 1008 号の 2

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 9 条の規定に基づき、次のように消毒を実施すべき旨を命ずる。

令和 4 年 11 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施の目的

国内の複数箇所の養鶏農場、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが相次いで検出されていることを踏まえ、当該家畜伝染病の発生を予防するための緊急措置として、家きん飼養施設での消毒の実施を徹底するもの。

2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象	実施方法
知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上消毒が必要と認めた区域	令和 4 年 12 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	100 羽以上の養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設	消石灰等の消毒薬の飼養施設内 (家きん舎周囲及び施設外縁部) 散布